

ケアラーを支援する施策の推進

担当	地域包括ケア課	地域包括ケア担当	内線	3 2 5 6
担当	障害者支援課	地域生活支援担当	内線	3 3 1 8

1 目 的

ケアラー・ヤングケアラー支援に関する普及啓発や居場所づくり、市町村等相談支援機関の人材育成支援、ケアラー入院時等の要介護者受入施設の運営などにより、ケアラー及びヤングケアラーを総合的に支援する。

2 予 算 額 8 2, 9 1 9 千 円

3 事業概要

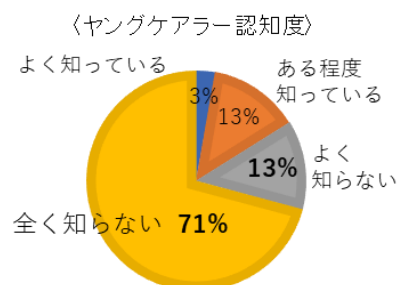
(1) ケアラー支援普及啓発事業

1 3, 0 5 4 千 円

「ケアラー月間」を創設し、フォーラムを開催する。月間期間中に多様な主体によるケアラー支援の取組を推進する。

ヤングケアラー支援のためのハンドブックを作成し、小・中・高校生に配布する。

県民等の理解促進のため、ケアラー支援の必要性を効果的に伝えるための啓発リーフレット等を作成・配布する。



(2) 地域での居場所づくり促進事業

4 4 6 千 円

ケアラー同士で話し合える高齢者や認知症、障害者などの対象別のサロンの立ち上げ・運営方法をまとめたマニュアルを作成し、NPOなどによるサロン立ち上げを促進する。

(3) 市町村等支援事業

4, 6 3 7 千 円

市町村におけるケアラー等への支援体制を強化するため、地域包括支援センター職員等を対象とした研修を実施し、ケアラーに対する相談支援体制の強化を図る。

(4) ヤングケアラー支援事業

1, 7 0 9 千 円

ヤングケアラー自身が抱える悩みを相談する場所として、オンラインによるサロンを開催し、同様の経験を持つ元ヤングケアラーとの交流を促進する。

(5) ケアラー入院時等の要介護者受入施設の運営

6 2, 7 6 4 千 円

ケアラーが新型コロナウイルスに感染して入院等した場合に、要介護者（高齢者・障害児者）のケアに当たる受入れ施設を運営する。

(6) ケアラー支援有識者会議

3 0 9 千 円

ケアラー支援のための各種施策の推進のため、埼玉県ケアラー支援に関する有識者会議を開催し、進捗状況の管理や新たな課題に対する検討を行う。

共生のための「チームオレンジ」構築支援

担当 地域包括ケア課 認知症・虐待防止担当
内線 3251

1 目 的

認知症の人に対する地域の支援を広げるため、市町村による「チームオレンジ」の構築を支援するとともに、認知症本人による「希望大使」を設置し、本人発信を支援する。

2 予 算 額 8,876千円

3 事業概要

(1) 「チームオレンジ」構築支援事業 8,656千円

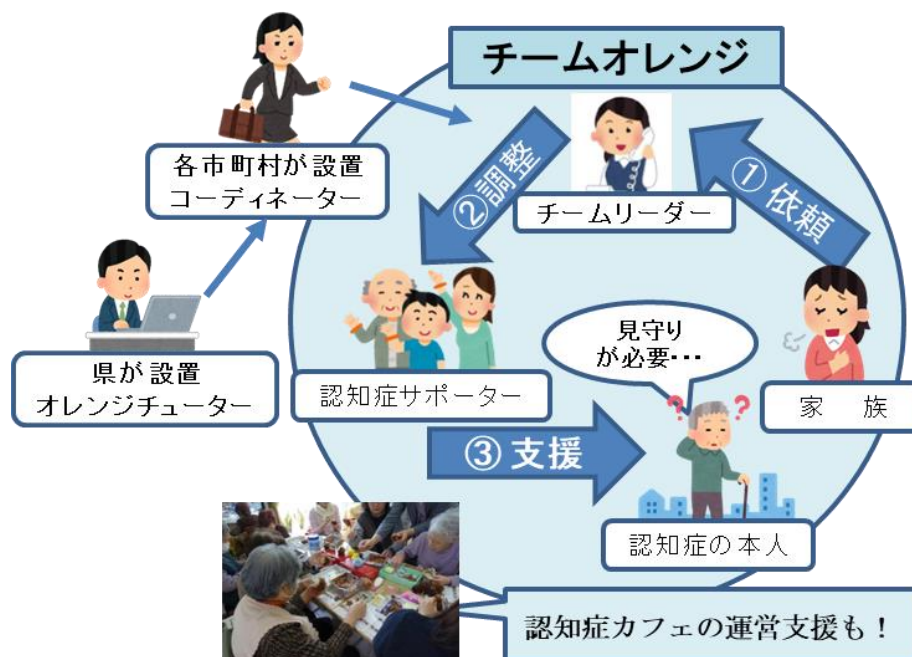
地域において認知症の人やその家族と認知症サポーターをつなげる仕組み「チームオレンジ」の構築を行う市町村を直接支援する専門職（オレンジチューター）を設置、派遣する。

オレンジチューターを中心に、「チームオレンジ」の設置について市町村担当者等向けの説明会を開催する。

また、認知症サポーターが実際の支援を開始する前に受講する、市町村研修の標準テキストを作成し、支援の質の向上を図る。

(2) 認知症本人大使「埼玉県希望大使」任命事業 220千円

認知症本人の発信支援を行うため、「埼玉県希望大使」を設置する。



地域で暮らす障害児者・ケアラーの支援

担当	障害者支援課	総務・市町村支援担当
内線	3308	
担当	障害者支援課	地域生活支援担当
内線	3318	
担当	障害者支援課	施設支援担当
内線	3302	

1 目 的

地域で暮らす障害児者やケアラーを支援するため、基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を促進するとともに、医療的ケアを必要とする障害児者への支援を拡充する。

2 予 算 額 94,936千円

3 事業概要

(1) 障害者地域支援体制整備事業（新規） 1,246千円

地域で暮らす障害児者やケアラーを支援するため、市町村の基幹相談支援センターや地域生活支援拠点等の整備を促進する。

(2) レスパイトケア受入促進事業 89,000千円

医療的ケアを必要とする重症心身障害児者を在宅で介護する家族の精神的・身体的負担を軽減するため、ショートステイ及びデイサービスによるレスパイトケアの充実を図る。

(3) コーディネーター養成研修事業 1,690千円

医療的ケアが必要な在宅の重症心身障害児等が地域で安心して暮らせるよう、適切な支援が行える人材を養成するため研修を実施する。

(4) 医療的ケア児者受入設備整備事業 1,500千円

事業所において医療的ケアが必要な障害児者を受入れるため必要なベッドの設置や間仕切り等の費用を補助する。

(5) 医療的ケア児者支援従事者養成研修事業 1,500千円

医療的ケアが必要な障害児者を受入れる事業所でたんの吸引等の医療行為を提供できる職員を養成するため、研修費用を補助する。

学校におけるヤングケアラー支援事業

担当 人権教育課
 企画・児童虐待対応支援担当
 内線 6786

1 趣 旨

児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する認識を深めるとともに、福祉部と連携し、適切な支援につなげる環境を整備する。

2 事業内容

元ヤングケアラーや専門家等を講師とする講演会及び福祉部と教育局の職員による説明会で構成する「ヤングケアラーサポートクラス（YCSC）」（出張授業）を実施する。

3 令和3年度予算額 1,439千円

「ヤングケアラーサポートクラス（YCSC）」（出張授業）

第1部 講演会

★元ヤングケアラーや専門家等を講師とする講演会
 （内容）ヤングケアラーの現状、どのような支援が求められるか など

第2部 説明会

★福祉部職員による説明 （内容）福祉的支援の方法や手続き など
 ★教育局職員による説明 （内容）学校としてできる対応 など

【対象】 県立高等学校、市町村教育委員会（中学校等）、PTA 等

【回数】 7回

理解
促進



児童生徒及び学校関係者等のヤングケアラーに関する認識を深め、適切な支援につなげる

ヤングケアラー（子どもケアラー）

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18歳未満の子どものことです。

ケアが必要な人は、主に、障がいや病気のある親や高齢の祖父母であるが、きょうだいや他の親族の場合もあります。

出典：©一般社団法人日本ケアラー連盟2015



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている

家族に代わり、幼いきょうだいの世話をしている

障がいや病気のあるきょうだいの世話や見守りをしている

目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている

障がいや病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている

日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている

家計を支えるために労働をして、障がいや病気のある家族を助けている

アルコール・薬物・ギャンブルなどの問題のある家族に対応している

がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている

障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている